下田市地方就職学生支援金

下田市へ移住し 静岡県内で就職する 大学生を応援します!

東京圏内のキャンパス(都内に本部がある大学に限る)に通う大学生が、卒業年度の6月1日以降に実施される県内企業の採用活動(選考面接)に参加するための交通費を補助します。

申請受付期間

令和6年10月1日から令和7年1月31日

※正式な内定後に申請してください。

制度の詳細は裏面、市HPをご覧ください。

【問い合わせ】 下田市産業振興課地域経済促進係 ☎0558-22-3914 ⊠sangyou@city.shimoda.lg.jp







下田市ホームページ

下田市地方就職学生支援金のご案内

都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学部生が卒業年度の6月1日以降に実施される静岡県内の企業の採用活動(選考面接)に参加するための交通費を 支援します。

1.支援対象者

申請時において、【移住等に関する要件】と【就業に関する要件】全てを満たす者

【移住等に関する要件】

- 1)大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに在学(原則4年以上)し、該当大学を卒業見込みであること。
- 2)大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。
- 3)勤務地が静岡県内に所在する企業への就職が内定していること。
- 4)卒業後に内定企業に就職し、下田市に移住する意思を有していること。
- 5)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 6)日本国籍を有する者、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等定住者若しくは特別永住者のいずれの在留資格を有すること。



対象キャンパス

【就業に関する要件】

- 1)静岡県内の企業から次に掲げる要件いずれにも該当する就職の内定をうけていること。
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づく雇用であること。
- ・勤務地を静岡県県内に限定した「勤務地限定社員」として採用予定であること。
- 2)勤務地が静岡県内に所在すること。
- 3)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗 営業者でないこと。
- 4)暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する法人等でないこと。
- 5)就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等で ないこと。

2.支援金額

上限5,940円(1回限り)

就職活動に関する規程(※3)に沿った活動(令和6年6月1日以降の選考面接、10月1日以降の内定)に要した往復交通費が対象。

※3「2024年度卒業・終了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」(令和4年11月30日就職・採用活動日程に関 する関係省庁連絡会議)を要確認。

3.申請に必要な書類

- ·申請書(様式第1号)
- ・誓約書兼同意書(様式第1号の2)
- ・内定先企業による証明書(様式第2号)
- •在学証明書(原本)
- ・交通費の領収書(領収書を保管しておいてください。)
- ・写真付き身分証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)
- ・移住元の住所を確認する資料(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書卒業年度の複数月の 家賃の振り込み明細や引き落とし履歴をあわせて提出、卒業年度の複数月の公共料金領収 書等。)